

【母子家庭等自立支援室関係】

1. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) 平成30年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援施策について

(関連資料 1～2 参照)

ひとり親家庭の自立支援対策については、平成27年12月に子どもの貧困対策会議で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」において、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策の充実を図ったところである。

子どもの貧困対策を推進する観点からも、ひとり親家庭の自立を支援するため、同プロジェクトに基づく支援策を着実に進めることが重要であり、平成30年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図ることとしている。

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果を見ると、母子世帯の81.8%が就業しているが、そのうち43.8%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は200万円、平均年間収入（母自身の収入）は243万円と低い水準にある。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援策の積極的な取組をお願いする。

(2) 児童扶養手当について（関連資料 3～7 参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

① 平成30年度の手当額について

平成30年度の手当額は、平成29年の消費者物価指数が対前年比+0.5%となったことから、法律の規定に基づき、0.5%の引き上げを行うこととし、本年1月26日に公表しているので管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、改定額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等により受給者へ周知されるよう対応をお願いしたい。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響す

るものであることから物価スライドを適用しているもの。

ア 本体月額（＋0.5％）※政令改正予定

(平成29年度) (平成30年度)

全部支給 42,290円 → 42,500円（＋210円）

一部支給 42,280円 → 42,490円（＋210円
～9,980円 ～10,030円 ～＋50円）

※ 平成30年4月～7月までの一部支給額を算出するための係数は、
0.0187630

平成30年8月～平成31年3月までは、0.0226993

イ 第2子加算月額（＋0.5％）※政令改正予定

(平成29年度) (平成30年度)

全部支給 9,990円 → 10,040円（＋50円）

一部支給 9,980円 → 10,030円（＋50円
～5,000円 ～5,020円 ～＋20円）

※ 平成30年4月～7月までの一部支給額を算出するための係数は、
0.0028960

平成30年8月～平成31年3月までは、0.0035035

ウ 第3子以降加算月額（＋0.5％）※政令改正予定

(平成29年度) (平成30年度)

全部支給 5,990円 → 6,020円（＋30円）

一部支給 5,980円 → 6,010円（＋30円
～3,000円 ～3,010円 ～＋10円）

※ 平成30年4月～7月までの一部支給額を算出するための係数は、
0.0017341

平成30年8月～平成31年3月までは、0.0020979

② 改善事項について

平成30年度予算案の改善事項については、

ア 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる

※ 平成30年8月分から実施予定。

イ 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する

※ 平成30年8月分から実施予定。

こととしている。

また、支払回数については、2019年（平成31年）11月支払（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すこととしており、今通常国会に児童扶養手当法改正法案を提出したところである（2月9日）。

上記の改正に伴うシステム改修費等については、地方財政措置が講じられる予定であり、各改正後の最初の支払に当たっては、適切な事務処理をお願いしたい。

なお、上記や養育者及び扶養義務者の所得にかかる寡婦控除のみなし適用等の詳細な適用範囲等については、追ってご連絡する。

③ 日本年金機構とのマイナンバーを用いた情報連携について

平成30年3月以降の順次実施を目標として準備が進められてきたが、開始時期については、現在調整中であるため、決まり次第ご連絡する。

④ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

また、児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談機関として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているので、各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、本年8月の現況届から、子育てワンストップサービスとして、マイナポータルを活用した現況届の事前送信や面談予約等が開始されるので、現況届に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

⑤ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、現在においても特段の事情がない場合には対面による手続きを行っていただいているところだが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いしたい（※）。

また、適正受給を確保するため、新規認定及び疑いのある事案においては、民生委員等による現地調査の一層の徹底をお願いしたい。

※ 平成29年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行き届いており、対面の必要性

がない場合は、郵送提出が可能となっている。

⑥ 児童扶養手当制度の運用について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等できるだけ利用者の方の時間に合わせた対応ができるように、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。

イ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否及びその金額等について、適宜、年金事務所等に照会すること。

ウ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入らないよう配慮すること。

エ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

オ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的行われたい。

また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

（３）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 大学院への貸付け対象の拡大について

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、平成30年度予算案において修学資金及び就学支度資金について、貸付けの対象を大学院まで拡大し、支援の充実を図ることとしている。

各自治体におかれては、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもに対して必要な貸付けが行われるよう適切な対応をお願いした

い。

貸付限度額について

・修学資金

修士課程・博士前期課程：132,000円（案）

博士後期課程：183,000円（案）

・就学支度資金

国公立：380,000円（案）

私立：590,000円（案）

② 制度の運用について（関連資料8参照）

ア 修学資金及び就学支度資金の貸付について

修学資金及び就学支度資金の貸付については、平成27年6月29日付け事務連絡において、大学等への願書の提出段階から貸付金に係る事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いしているところであり、事務連絡の内容を踏まえた適切な対応をお願いする。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による積極的な支援について

当該貸付金については、特に経済的条件は定められてない。貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 償還率の改善について（関連資料9～10参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的实施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、その結果を公表している。

各自治体においては、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。また、そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収

計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっている。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

(4) 相談・支援体制について

① 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上について

(関連資料11参照)

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

また、平成28年の通常国会において、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)が成立し、母子・父子自立支援員の非常勤規定が削除されることとなった。(平成29年4月1日施行)

都道府県及び市等におかれては、能力のある母子・父子自立支援員が理由なく雇い止めされることがないように配慮することも含めてその専門性にふさわしい処遇について検討いただくようお願いする。また、併せて、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な都道府県及び市等におかれては適切な配置をお願いする。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

② 「ひとり親家庭支援の手引き」の改定等について

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行う

ことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省では同プロジェクトの趣旨に基づき、以下の資料を作成し、平成28年5月12日付け事務連絡により自治体に配布しているところである。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、「ひとり親家庭支援の手引き」については、「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成29年8月ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）を踏まえ、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について、盛り込む予定である。

各自治体におかれては、母子・父子自立支援員等の関係機関において上記資料の活用が図られるよう、周知をお願いする。なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。

（厚生労働省ホームページ該当アドレス）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

③ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、従来から厚生労働省と都道府県の共催により、各都道府県を開催地として実施してきた。平成27年度の研修会をもって、当初の持ち回りが一巡したことから、暫定的な取扱いとして平成28年度と平成29年度は厚生労働本省で開催した。現在、新たな持ち回りの方法等について、全国母子・父子自立支援員連絡協議会と検討を進めているところであるが、平成30年度は青森県（※）、2019年度（平成31年度）は宮城県での開催がそれぞれ決まっており、母子・父子自立支援員が全国研修会に積極的に参加でき

るように各自治体におかれては、特段の配慮をお願いしたい。

なお、2020年度以降の開催地については、新たな持ち回りの方法等が決まり次第お知らせするので、都道府県におかれては、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上の重要性に鑑み、全国研修会の開催に御協力をお願いしたい。

※ 10月25日（木）、26日（金）の2日間で開催。

（５）就業支援について（関連資料12、18参照）

① 平成30年度から拡充する事業について（高等職業訓練促進給付金） （別冊資料２～３参照）

ひとり親家庭への資格取得支援について、ひとり家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために高等職業訓練促進給付金を支給しているところである。

平成30年度予算案においては、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算３年分の給付金を支給できるよう、平成30年４月より支援を拡大する予定としている。

今年度、准看護師養成機関を卒業する者のうち、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学を希望する者に対し、給付できるよう周知に努めるなど適切な取扱いをお願いしたい。

また、平成30年８月より、支給額の算定等にあたり、寡婦控除のみなし適用を行う予定としている。今後、政令改正等所要の手続きを進めることとしており、詳細は、追って情報提供する。

② ひとり親家庭への就業に向けた自治体等の取組について （関連資料13参照）

ひとり親家庭の親の自立支援に向けては、国や自治体の他、母子父子福祉団体や民間事業者などが取り組んでおり、多様な主体が互いに連携して支援に取り組んでいく必要がある。

このため、自治体が民間団体等と連携し、ひとり親家庭への支援を行っている事例について関連資料にとりまとめたので、参考のうえ、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても積極的な取組をお願いしたい。

③ 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市

のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。このため、実施していない事業の実施について検討するとともに、積極的に実施していただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

平成28年度には25市で実施されているが、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

ウ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、平成27年度から、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援することができるよう見直しを行ったところである。

平成28年度において、民間事業者等に事業を委託し、「在宅就業コーディネーター」を配置して在宅就業推進事業を行っている事例など、各自治体における事例を調査し、その結果を報告書にまとめ、厚生労働省のホームページで公表しているのので、参考のうえ、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し自立を支援するものであり、引き続き積極的に実施していただくようお願いする。

⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑥ 「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

(関連資料14参照)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成29年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰したところであるが、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても本取組の周知等の協力をお願いしたい。

⑦ 自立支援教育訓練給付金について（別冊資料2参照）

自立支援教育訓練給付金については、就業していないひとり親や就業して間もないひとり親といった雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができないひとり親が教育訓練を受講し、就職の促進及び

雇用の安定の促進を図ってきた。

自立支援教育訓練給付金の支給にあたっては、各都道府県等において、母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業経験、技能、取得資格等を把握したうえで、教育訓練講座の受講の申請を受け付けている。

各自治体において、給付金の申請者のうち、受講しても就職に結びつきにくい就業経験が乏しい者などには、来年度から、個別の状況に応じたプログラムを策定することで、「自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とする」趣旨の徹底を図ることとしているので適切な運用がなされるようお願いしたい。

⑧ 高等職業訓練促進資金貸付金事業について

ひとり親家庭への資格取得支援のために、平成27年度補正予算で、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付けることとしたところ。

本事業について、既にすべての都道府県・政令指定都市において、貸付事業が実施されているので、各自治体の窓口にはひとり親から高等職業訓練促進給付金の講座指定の申請があった際には、当該貸付事業が利用可能である旨、説明を行い、都道府県・政令指定都市の貸付事業を行っている窓口を案内することにより、申請漏れのなきよう取り扱っていただくようお願いする。

⑨ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからコまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用して、地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当

受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力頂くようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（平成29年度194箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

また、母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体等の関係機関と連携した支援を実施しており、平成30年度は体制をさらに拡充し、取組を充実させることとしている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届く

ことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知を図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度から、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間／日）などを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知を図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードの活用促進

ジョブ・カードについては、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、国がその普及・促進に努めるよう規定されている。平成30年4月には、その様式を改正し、利用者等のニーズに応じた様式の編集を可能とする予定である。

また、ジョブ・カードの活用の更なる促進を図るため、ジョブ・カードの作成支援が可能な「ジョブ・カード作成アドバイザー」を養成するジョブ・カード講習について、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の就業相談を行う職員も受講できることとしているので、積極的に受講した上でジョブ・カードの活用を図っていただきたい。なお、ジョブ・カード講習は平成30年度で終了する予定としているので留意されたい。

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に関係する助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者等へ転換等した場合、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

コ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）と、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2）の2本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※3）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

※3 基本手当日額の80%を支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えけるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。

- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いします。

（６）子育て・生活支援について（関連資料15参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施している。

「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、平成30年度予算案においても必要な予算を計上しているので、各自治体での事業の積極的な実施をお願いします。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に

あることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、ひとり親家庭の親が疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった場合や、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和している。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いする。

なお、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」を踏まえ、子育て支援の便宜を実施するヘルパーについては、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）59条12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）6条の3第14項）」における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は当該講習を修了したものとみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施するヘルパーに選定することが可能であること、また、子育て支援の便宜を実施する場所については、これを依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、今年度中に通知を発出する予定であるので、各自治体におかれては、事業実施に当たり、本取扱いに遺漏なきようされたい。

また、平成30年6月より、利用負担額の算定について、寡婦控除のみなし適用を行う予定としている。今後、関連する通知の改正を進め

ていくこととしており、詳細は、決まり次第情報提供する。

③ 子育て短期支援事業について

本事業については、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年度（平成31年度）において、ショートステイについては延べ16万人、トワイライトステイについては延べ14万人の利用を目標値に掲げている。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図って頂くとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用も願います。

なお、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることもできるので、本取扱いについても積極的に活用いただきたい。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められるほか、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施についても特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

（7）養育費確保等について

① 養育費確保等のための周知及び相談の実施について

（関連資料16参照）

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費等の取り決め方法や相談窓口等が記載され

たパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いします。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ（※）での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡いただきたい。

また、当事者からの相談対応については、母子・父子自立支援専門員や養育費専門相談員による相談に加え、平成28年度から、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費等に関する法律相談も実施し、養育費相談の強化を図っているので、積極的な取組をお願いします。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費等に関する法律相談を実施できるが、これらの事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼している。

各自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いします。

（※）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

養育費相談支援センターでは、自治体において養育費相談に当たる職員に対する研修会の実施等の自治体支援にも取り組んでいるところであり、例年、全国研修会、地域研修会、各自治体等が実施する研修会への講師派遣を行っている。各自治体におかれては、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

③ 面会交流支援事業について

面会交流については、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業を実施している。平成28年度から、都道府県・指定都市・中核市に加えて、市及び福祉事務所設置町村においても事

業を実施することができるようにしている。各自治体での積極的な取組をお願いする。

（８）未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

（関連資料17参照）

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施することとしている。

なお、対象事業は関連資料17のとおりであるが、今後、関連する政令又は通知等の改正により、平成30年6月から9月にかけて順次開始する予定である。

詳細については、別途お知らせすることとするが、各自治体におかれては、本取扱いについて、対象者の方々へ漏れなく周知いただくようお願いしたい。

2. 配偶者からの暴力（DV）対策等の婦人保護事業について

婦人保護事業は、配偶者からの暴力などにより、日常生活を営む上で保護、援助等を必要としている女性に対し、婦人相談所や婦人保護施設において、生活支援、心理的ケア、自立支援を行っている。

地方自治体におかれては、引き続き、「婦人相談所ガイドライン」（平成29年4月改定）や「婦人相談員相談・支援指針」（平成27年3月）をはじめとした関連通知等を参考に、下記の事項についても留意の上、適切に婦人保護事業を実施されたい。なお、管下市町村に周知方お願いする。

（１）平成30年度予算案における対応について

（関連資料19、22参照）

婦人保護事業については、平成30年度予算案において、引き続き婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するために必要な予算を確保するとともに、婦人相談員手当の拡充や若年の被害女性等に対する支援の実施等について盛り込んでいる。地方自治体におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

① 婦人相談員手当の拡充について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、婦人相談員手当について、平成29年度予算において見直しを図ったところである。

平成30年度予算案においては、婦人相談員の更なる質の向上を図る観点から、一定の研修を修了した者について、勤務実態に応じた手当額となるよう、補助基準額を月額最大191,800円（現行149,300円）に拡充することとしている。（別冊資料5参照）

研修の受講要件については、以下のア又はイのいずれかに該当することを要件とする予定である。

ア 国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」を受講した者

イ 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

ただし、平成29年度末までに上記ア又はイの研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱う予定である。

各地方自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の拡充について適切に検討していただくようお願いする。

なお、平成30年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、岩手県において、10月25日（木）～26日（金）に開催予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いする。

② 若年被害女性等支援モデル事業の創設について

（関連資料20参照）

様々な困難を抱えた若年女性については、その背景に家庭の問題や生きづらさを抱えるケースが多く、自ら悩みを抱え込んでしまう結果、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面がある。こうした若年女性に対して、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築する「若年被害女性等支援モデル事業」を新たに実施することとしているので、都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いする。具体的な事業内容は以下のとおりとする予定である。（別冊資料4参照）

○アウトリーチ支援

- ・夜間見回り等支援（深夜の繁華街などを巡回し、声掛けや相談支援、出張相談等を実施）※必須事業
- ・相談支援（電話、メール、SNS等による相談支援や面談を実施）※加算対象事業
- 関係機関連携会議の設置（行政機関、民間団体、医療機関等で構成し、支援内容の協議や事例検証等を実施）※必須事業
- 居場所の提供に関する支援（安心・安全な居場所を提供し、日常生活上の支援、相談支援等を実施）※任意事業
- 自立支援（新たな居住場所の調整、ハローワーク等の関係機関と連携し就労支援等を実施）※任意事業

＜基準額案＞※補助率10/10

- 1 必須事業として次の事業を実施
 - （１）アウトリーチ支援（夜間見回り等支援）
 - （２）関係機関連携会議の設置
 - 1 か所当たり 年額3,566千円
- 2 加算対象事業として次の事業を実施した場合
 - （１）アウトリーチ支援（相談支援）
 - 1 か所当たり 年額2,439千円
- 3 任意事業として次の事業を実施した場合
 - （１）居場所の提供に関する支援
 - 1 か所当たり 年額2,120千円
 - （２）自立支援
 - 1 か所当たり 年額2,429千円

③ 婦人保護施設等における支援の充実について

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設においては、同伴児童についても保護を行うことから、婦人保護事業費負担金や婦人保護事業費補助金において、同伴児童対応指導員雇上費加算を設けている。平成30年度予算案においては、同伴児童に対する支援体制を充実するため、同伴児童の数に応じて指導員最大5名（現行3名）まで配置できるようにすることとしている。

都道府県におかれては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の実態を踏まえて、同伴児童対応指導員雇上費加算の活用をお願いする。なお、婦人相談所においては、DV被害者の同伴児童について、特に、面前DV（心理的虐待）の視点をもって対応することが重要であり、児童相談所と十分連携を図りながら、適切な支援を確保するようお願い

いする。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う個別対応職員を配置し、支援体制の強化を図ることとしているので、積極的な活用をお願いします。（別冊資料6～7参照）

※ 婦人相談所一時保護所については、児童虐待・DV対策等総合支援事業の売春防止活動・DV対策機能強化事業「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業（創設）」において補助の予定。

※ 婦人保護施設については、婦人保護事業費補助金の「個別対応職員加算（創設）」において補助の予定。

④ DV被害者等自立生活援助モデル事業について

平成26年度より、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しているが、平成30年度予算案においても引き続き当該事業を計上しているので、積極的な取組をお願いします。

（２）いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等については、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施することとした。また、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（以下「今後の対策」という。）をとりまとめた。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いします。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス

ス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

（３） 婦人相談所ガイドライン、婦人相談員相談・支援指針について

婦人相談所ガイドライン（平成29年4月改定）については、「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成29年8月ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）を踏まえ、婦人相談所一時保護所で一時保護した者がギャンブル等依存症を有する場合の対応、留意点等について盛り込む予定であるのでギャンブル等依存症を理解するとともに、関係機関と連携して支援していただくようお願いする。また、刑法の一部を改正する法律が平成29年7月に施行されたことを踏まえ、改正内容の周知を図る観点から、その改正内容についても盛り込む予定である。

婦人相談員相談・支援指針（平成27年3月策定）については、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に係る対応について、新たに盛り込む予定である。

今後、上記の内容について、婦人相談所ガイドライン及び婦人相談員相談・支援指針を一部改正し、各都道府県あて通知する予定であるので、その際は、管内の婦人相談所及び婦人相談員へ周知いただくようお願いする。

（４） 婦人保護施設の活用について

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用されるようお願いする。

（５） 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

（関連資料21参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開している

ので、これまで入所実績のなかった自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設は土砂災害危険地域の指定等により、施設整備（建て替え）を行う必要があり、現在、施設設置法人において整備計画を作成しているところである。施設整備費用の自治体負担分については、入所実績を踏まえ措置元の自治体で按分することを検討しており、今後、措置元の自治体に対して説明させていただく予定であるので、予算措置を含め対応についてご協力をお願いします。

（注）当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：母子家庭等自立支援室]

平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (8 0 . 8 %) 死別 8 . 0 % (7 . 5 %)	離婚 7 5 . 6 % (7 4 . 3 %) 死別 1 9 . 0 % (1 6 . 8 %)
3 就業状況	8 1 . 8 % (8 0 . 6 %)	8 5 . 4 % (9 1 . 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 % (3 9 . 4 %)	6 8 . 2 % (6 7 . 2 %)
うち 自営業	3 . 4 % (2 . 6 %)	1 8 . 2 % (1 5 . 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 % (4 7 . 4 %)	6 . 4 % (8 . 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。
 ※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。
 ※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

ひとり親家庭等自立支援関係の平成30年度予算案 (厚生労働省関係)

3,508億円 (3,520億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 87百万円
- 配偶者からの暴力 (DV) 防止など、婦人保護事業の推進 182億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 児童扶養手当の支給 1,711億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 32億円
- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 養育費相談支援センター事業 56百万円
- 未婚のひとり親家庭の母 (父) に対する寡婦 (夫) 控除のみなし適用

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 47億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施 (親の学び直し支援)

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給
 - ・自立支援教育訓練給付金の支給
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施 (再掲)
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 88億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 35億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 24億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 468億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 741億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 36億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの新設【新規】 41百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」

※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

資料 2

児童扶養手当制度の概要

1. 目的	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）		
2. 支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。		
3. 支給要件	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。		
4. 手当月額（平成30年4月からの見込み額）	・児童1人の場合 ・児童2人以上の加算額〔2人目〕	- 全部支給：42,500円 - 全部支給：10,040円	- 一部支給：42,490円から10,030円まで - 一部支給：10,030円から5,020円まで - 一部支給：6,010円から3,010円まで
5. 所得制限限度額（収入ベース）	・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定） ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き		
6. 受給状況	・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）		
7. 予算額（国庫負担分）	[2018年度（30年度）予算案] 1,710.9億円		
8. 手当の支給主体及び費用負担	・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3		

児童扶養手当制度の改善事項

1. 手当の支払回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

<内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支払（年6回）とする（今通常国会に法案を提出（2月9日））。

※ 2019年（平成31年）の11月支払（8月分～10月分）から隔月支払に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

<内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

<内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部署で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

児童扶養手当の支払回数の見直しについて

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>



奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払			8月支払			11月支払			2020年1月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日)抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日)抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

児童扶養手当の支払回数の見直しについて

見直し案

- 支払回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分から10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から、年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の隔月支払に見直す。
- また、地方自治体が行う現況届に基づく支給額決定等の事務処理期間を確保するため、現況届に基づく支給額の適用期間について、現行の「8月から翌年7月」を「11月から翌年10月」に見直す。

（イメージ）

＜平成30年＞

4月	5月	6月	7月	8月 現況届	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
支払				4月～7月分				支払				8月～11月分				支払				12月～3月分			
平成28年の所得に基づく手当額												平成29年の所得に基づく手当額											

＜平成31年＞

4月	5月	6月	7月	8月 現況届	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払	4月～7月分			支払	8月～10月分			支払	11,12月分	1,2月分	支払
平成29年の所得に基づく手当額				平成30年の所得に基づく手当額							

※ 支払回数の見直しによる最初の支払いとなる2019年（平成31年）11月支払は、8月分から10月分の3か月分の支払いとなり、それ以降は奇数月に、それぞれの前月までの分（2か月分）を支払うこととなる。

児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げについて

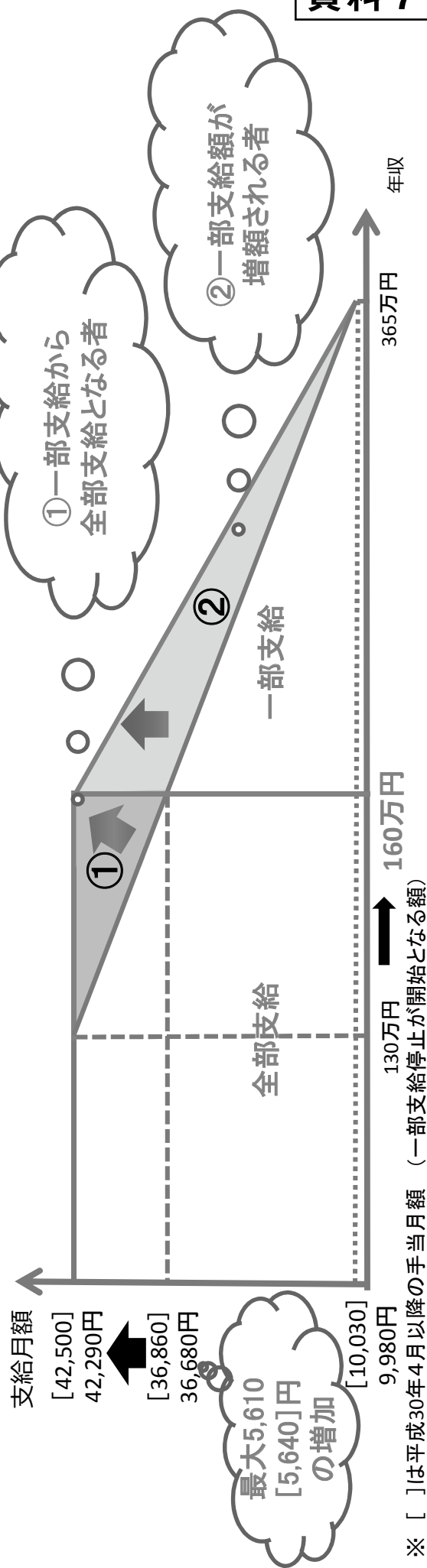
概要

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。
- 見直しにより、一部支給から全部支給となる者は約15万人、一部支給額が増額される者は約40万人（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果に基づく推計）。

2018年度（平成30年度）予算案

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円
うち、所得制限限度額引上げによる所要額（4か月分）
国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円
（平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

（例）所得制限限度額引上げのイメージ図（扶養親族等の数が1人の場合）



児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げについて

概要

- 全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。
 - ※ 一部支給及び扶養義務者等所得制限限度額は据え置き
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

2018年度（平成30年度）予算（案）

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円
 うち、所得制限限度額引上げによる所要額（4か月分）
 国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円
 （平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

<所得制限限度額表>

扶養 親族 等の 数	受給資格者本人						孤児等の養育者／ 配偶者／扶養義務者	
	全部支給				一部支給			
	収入ベース	収入ベース (H30.8～)	所得ベース	所得ベース (H30.8～)	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	920,000	1,220,000	190,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※ 引上げによる児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数は、以下のとおり。
 本体額：0.0226993、第2子加算額：0.0035035、第3子以降加算額：0.0020979

事 務 連 絡
平成 27 年 6 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。
さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。
つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭
福祉課母子家庭等自立支援室
生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 7892)

平成28年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	30.2	7.5	80.3
2 青森県	54.6	9.1	92.4
3 岩手県	57.5	13.3	89.3
4 宮城県	44.6	15.0	84.4
5 秋田県	55.9	8.9	92.1
6 山形県	48.1	12.6	89.7
7 福島県	49.0	12.7	88.7
8 茨城県	47.5	9.0	93.7
9 栃木県	42.2	11.8	81.7
10 群馬県	45.8	10.0	90.8
11 埼玉県	60.7	11.9	88.9
12 千葉県	42.5	9.4	88.7
13 東京都	27.9	9.7	71.8
14 神奈川県	26.2	10.3	84.0
15 新潟県	63.5	9.9	93.5
16 富山県	48.0	5.2	92.1
17 石川県	46.5	4.4	87.9
18 福井県	38.9	2.0	93.6
19 山梨県	39.3	9.1	91.7
20 長野県	48.8	10.6	91.5
21 岐阜県	68.7	15.8	90.9
22 静岡県	51.7	7.4	89.4
23 愛知県	49.9	11.3	94.3
24 三重県	42.5	9.6	88.0
25 滋賀県	77.1	18.6	93.6
26 京都府	57.4	10.9	92.6
27 大阪府	60.8	16.8	90.6
28 兵庫県	58.9	11.7	92.5
29 奈良県	50.1	11.8	89.9
30 和歌山県	76.5	5.7	96.5
31 鳥取県	57.4	15.4	88.6
32 島根県	45.9	8.0	87.7
33 岡山県	65.2	23.9	94.7
34 広島県	55.3	9.6	92.8
35 山口県	30.1	8.3	84.8
36 徳島県	36.8	6.2	87.3
37 香川県	65.4	9.5	94.5
38 愛媛県	41.1	4.7	88.3
39 高知県	69.2	9.1	95.7
40 福岡県	37.7	12.4	88.5
41 佐賀県	32.7	13.1	91.3
42 長崎県	47.4	14.4	88.4
43 熊本県	67.9	19.5	91.0
44 大分県	40.9	10.4	85.5
45 宮崎県	47.9	10.4	89.7
46 鹿児島県	43.4	13.0	90.3
47 沖縄県	46.3	16.8	90.2

【指定都市、中核市】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	21.1	6.5	73.1
49 仙台市	21.4	4.9	81.0
50 さいたま市	49.0	6.8	91.0
51 千葉市	45.0	12.4	85.1
52 横浜市	27.1	9.3	81.3
53 川崎市	21.4	6.4	80.6
54 相模原市	31.4	10.7	77.0
55 新潟市	51.2	12.4	85.8
56 静岡市	37.9	3.5	82.7
57 浜松市	70.6	17.6	93.8
58 名古屋市	56.0	10.6	88.4
59 京都市	21.1	6.6	77.1
60 大阪市	28.2	9.4	78.3
61 堺市	40.0	6.8	84.7
62 神戸市	35.3	10.8	88.6
63 岡山市	34.3	10.0	86.5
64 広島市	40.3	6.7	84.7
65 北九州市	36.9	7.1	88.7
66 福岡市	13.9	3.5	81.5
67 熊本市	41.9	12.2	86.1
68 旭川市	22.6	3.2	77.6
69 函館市	24.0	8.3	75.2
70 青森市	57.3	10.3	88.6
71 八戸市	55.3	9.1	90.0
72 盛岡市	32.4	9.0	72.3
73 秋田市	53.8	10.9	90.6
74 郡山市	34.2	10.5	91.4
75 いわき市	42.1	10.5	78.5
76 宇都宮市	34.5	6.7	84.1
77 前橋市	49.3	21.0	87.6
78 高崎市	59.6	11.2	93.1
79 川崎市	77.0	14.3	92.9
80 越谷市	67.9	16.9	88.4
81 船橋市	50.8	9.4	93.4
82 柏市	63.8	12.7	93.6
83 八王子市	41.6	10.5	93.7
84 横須賀市	23.9	6.9	75.0
85 富山市	62.1	15.3	97.5
86 金沢市	45.8	11.1	93.1
87 長野市	33.3	8.7	87.5
88 岐阜市	48.7	9.1	91.5
89 豊橋市	62.1	8.4	94.8
90 岡崎市	63.2	16.0	97.7
91 豊田市	71.6	14.4	96.9
92 大津市	64.6	10.3	92.2
93 高槻市	45.0	7.3	90.3
94 東大阪市	38.2	6.8	88.1
95 豊中市	59.2	13.5	94.2
96 枚方市	34.0	7.9	88.4
97 姫路市	52.9	11.8	94.1
98 西宮市	33.5	7.7	85.6
99 尼崎市	38.5	6.1	91.1
100 奈良市	32.7	6.7	88.7
101 和歌山市	46.1	10.8	84.1
102 倉敷市	61.7	17.1	89.2
103 福山市	53.4	13.1	95.5
104 呉市	55.6	5.4	87.6
105 下関市	28.3	8.0	88.9
106 高松市	46.8	10.3	95.1
107 松山市	48.9	11.4	86.1
108 高知市	46.9	12.1	87.4
109 久留米市	28.4	8.3	71.3
110 長崎市	43.5	13.5	85.9
111 佐世保市	33.2	5.0	79.3
112 大分市	29.6	7.0	81.6
113 宮崎市	29.7	11.5	95.9
114 鹿児島市	14.5	6.7	74.2
115 那覇市	32.1	9.5	84.1

平成28年度福祉資金貸付金の償還率について

② 父子福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	65.5	0.0	65.5
2 青森県	17.6	0.0	25.4
3 岩手県	100.0	0.0	100.0
4 宮城県	84.0	0.0	84.0
5 秋田県	100.0	0.0	100.0
6 山形県	-	-	-
7 福島県	-	-	-
8 茨城県	100.0	0.0	100.0
9 栃木県	96.2	0.0	96.2
10 群馬県	-	-	-
11 埼玉県	80.7	0.0	80.7
12 千葉県	100.0	0.0	100.0
13 東京都	88.5	91.0	88.4
14 神奈川県	100.0	0.0	100.0
15 新潟県	-	-	-
16 富山県	100.0	0.0	100.0
17 石川県	100.0	0.0	100.0
18 福井県	-	-	-
19 山梨県	100.0	0.0	100.0
20 長野県	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-
22 静岡県	75.4	0.0	75.4
23 愛知県	-	-	-
24 三重県	100.0	0.0	100.0
25 滋賀県	-	-	-
26 京都府	100.0	0.0	100.0
27 大阪府	100.0	0.0	100.0
28 兵庫県	100.0	0.0	100.0
29 奈良県	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-
32 島根県	39.5	0.0	39.5
33 岡山県	100.0	0.0	100.0
34 広島県	-	-	-
35 山口県	100.0	0.0	100.0
36 徳島県	100.0	0.0	100.0
37 香川県	100.0	0.0	100.0
38 愛媛県	100.0	0.0	100.0
39 高知県	-	-	-
40 福岡県	100.0	0.0	100.0
41 佐賀県	-	-	-
42 長崎県	100.0	0.0	100.0
43 熊本県	100.0	0.0	100.0
44 大分県	100.0	0.0	100.0
45 宮崎県	100.0	100.0	100.0
46 鹿児島県	-	-	-
47 沖縄県	84.9	0.0	84.9

【指定都市、中核市】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	-	-	-
49 仙台市	100.0	0.0	100.0
50 さいたま市	-	-	-
51 千葉市	80.7	100.0	79.7
52 横浜市	52.9	0.0	52.9
53 川崎市	100.0	0.0	100.0
54 相模原市	100.0	0.0	100.0
55 新潟市	100.0	0.0	100.0
56 静岡市	71.0	0.0	71.0
57 浜松市	100.0	0.0	100.0
58 名古屋市	74.7	57.1	75.1
59 京都市	-	-	-
60 大阪市	-	-	-
61 堺市	-	-	-
62 神戸市	100.0	0.0	100.0
63 岡山市	64.7	0.0	64.7
64 広島市	100.0	0.0	100.0
65 北九州市	83.3	0.0	83.3
66 福岡市	-	-	-
67 熊本市	-	-	-
68 旭川市	100.0	0.0	100.0
69 函館市	83.3	0.0	83.3
70 青森市	-	-	-
71 八戸市	-	-	-
72 盛岡市	-	-	-
73 秋田市	100.0	0.0	100.0
74 郡山市	-	-	-
75 いわき市	54.9	0.0	54.9
76 宇都宮市	15.9	0.0	17.0
77 前橋市	-	-	-
78 高崎市	100.0	0.0	100.0
79 川越市	72.4	0.0	72.4
80 越谷市	-	-	-
81 船橋市	-	-	-
82 柏市	-	-	-
83 八王子市	100.0	0.0	100.0
84 横須賀市	-	-	-
85 富山市	-	-	-
86 金沢市	-	-	-
87 長野市	-	-	-
88 岐阜市	-	-	-
89 豊橋市	-	-	-
90 岡崎市	-	-	-
91 豊田市	-	-	-
92 大津市	-	-	-
93 高槻市	-	-	-
94 東大阪市	-	-	-
95 豊中市	-	-	-
96 枚方市	-	-	-
97 姫路市	-	-	-
98 西宮市	-	-	-
99 尼崎市	-	-	-
100 奈良市	-	-	-
101 和歌山市	-	-	-
102 倉敷市	100.0	0.0	100.0
103 福山市	100.0	0.0	100.0
104 呉市	-	-	-
105 下関市	-	-	-
106 高松市	-	-	-
107 松山市	89.8	0.0	89.8
108 高知市	-	-	-
109 久留米市	100.0	0.0	100.0
110 長崎市	-	-	-
111 佐世保市	-	-	-
112 大分市	-	-	-
113 宮崎市	-	-	-
114 鹿児島市	-	-	-
115 那覇市	100.0	0.0	100.0

平成28年度福祉資金貸付金の償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	33.9	6.9	82.8
2 青森県	47.4	3.9	96.8
3 岩手県	47.9	6.6	92.4
4 宮城県	43.8	17.7	82.7
5 秋田県	51.5	9.6	90.7
6 山形県	64.2	16.5	95.4
7 福島県	32.7	8.7	81.4
8 茨城県	67.0	9.5	98.1
9 栃木県	28.4	6.1	86.2
10 群馬県	40.0	9.5	96.7
11 埼玉県	54.5	10.6	81.7
12 千葉県	35.9	9.0	88.9
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	14.6	8.2	42.1
15 新潟県	54.4	5.7	98.7
16 富山県	43.8	9.6	98.3
17 石川県	33.1	7.8	86.1
18 福井県	58.3	9.5	100.0
19 山梨県	25.6	8.3	97.6
20 長野県	37.7	8.5	89.9
21 岐阜県	60.6	8.0	94.3
22 静岡県	47.9	3.2	89.7
23 愛知県	53.4	8.3	96.5
24 三重県	39.8	9.6	84.5
25 滋賀県	83.2	29.5	97.1
26 京都府	47.5	15.9	94.1
27 大阪府	63.6	11.4	93.5
28 兵庫県	47.3	7.9	97.1
29 奈良県	30.2	1.0	88.7
30 和歌山県	62.7	18.6	93.0
31 鳥取県	43.4	14.2	87.0
32 島根県	38.3	4.5	90.9
33 岡山県	57.4	27.8	98.2
34 広島県	50.0	2.8	99.9
35 山口県	13.6	4.1	96.4
36 徳島県	21.3	3.5	84.4
37 香川県	33.9	7.7	94.0
38 愛媛県	25.3	4.9	91.3
39 高知県	72.3	39.7	97.0
40 福岡県	42.5	8.5	94.9
41 佐賀県	23.3	7.8	81.0
42 長崎県	20.3	4.6	99.2
43 熊本県	93.2	15.7	100.0
44 大分県	32.6	12.7	76.0
45 宮崎県	45.9	6.3	96.8
46 鹿児島県	27.7	8.7	92.1
47 沖縄県	43.3	16.8	90.2

【指定都市、中核市】

区分	平成28年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	20.9	4.5	79.0
49 仙台市	23.9	11.3	82.4
50 さいたま市	86.6	45.0	95.2
51 千葉市	42.6	10.9	88.4
52 横浜市	28.1	9.6	86.7
53 川崎市	14.7	4.2	86.1
54 相模原市	33.1	3.4	88.6
55 新潟市	73.4	8.4	98.0
56 静岡市	40.3	5.9	83.4
57 浜松市	68.6	13.4	95.9
58 名古屋市	65.3	11.8	92.2
59 京都市	20.4	6.1	76.3
60 大阪市	33.4	9.4	89.3
61 堺市	47.2	9.5	91.0
62 神戸市	16.1	2.8	91.7
63 岡山市	17.2	4.2	96.3
64 広島市	37.2	3.2	86.4
65 北九州市	44.4	7.7	92.8
66 福岡市	21.4	2.1	87.0
67 熊本市	45.3	5.5	96.3
68 旭川市	36.9	3.0	86.1
69 函館市	29.9	7.4	76.4
70 青森市	75.0	12.6	95.7
71 八戸市	96.1	0.0	96.1
72 盛岡市	24.1	8.4	66.3
73 秋田市	81.8	24.5	94.5
74 郡山市	18.1	0.0	100.0
75 いわき市	26.0	4.6	65.9
76 宇都宮市	20.6	3.1	88.4
77 前橋市	47.7	8.5	96.9
78 高崎市	77.5	10.8	92.6
79 川越市	48.9	0.0	93.2
80 越谷市	75.2	18.1	89.4
81 船橋市	42.8	14.5	83.9
82 柏市	30.5	2.6	94.9
83 八王子市	-	-	-
84 横須賀市	19.7	1.3	80.8
85 富山市	34.6	2.2	100.0
86 金沢市	27.5	5.1	100.0
87 長野市	37.9	0.2	100.0
88 岐阜市	38.6	1.9	100.0
89 豊橋市	100.0	0.0	100.0
90 岡崎市	100.0	0.0	100.0
91 豊田市	100.0	0.0	100.0
92 大津市	58.9	0.0	98.8
93 高槻市	39.5	2.9	96.3
94 東大阪市	44.5	9.9	87.4
95 豊中市	54.3	6.9	95.6
96 枚方市	63.7	9.8	96.0
97 姫路市	73.3	10.7	98.3
98 西宮市	9.8	1.9	87.8
99 尼崎市	84.1	16.4	99.2
100 奈良市	27.2	3.5	87.8
101 和歌山市	41.5	5.9	80.6
102 倉敷市	27.0	2.3	100.0
103 福山市	47.4	9.9	99.6
104 呉市	40.8	3.3	82.9
105 下関市	10.6	5.1	82.8
106 高松市	18.5	6.4	88.3
107 松山市	17.5	3.4	69.7
108 高知市	42.3	14.4	93.3
109 久留米市	25.2	2.8	91.7
110 長崎市	32.0	6.3	95.0
111 佐世保市	10.8	3.1	100.0
112 大分市	14.9	2.7	77.8
113 宮崎市	9.3	5.7	100.0
114 鹿児島市	12.2	6.4	63.4
115 那覇市	24.7	6.7	87.7

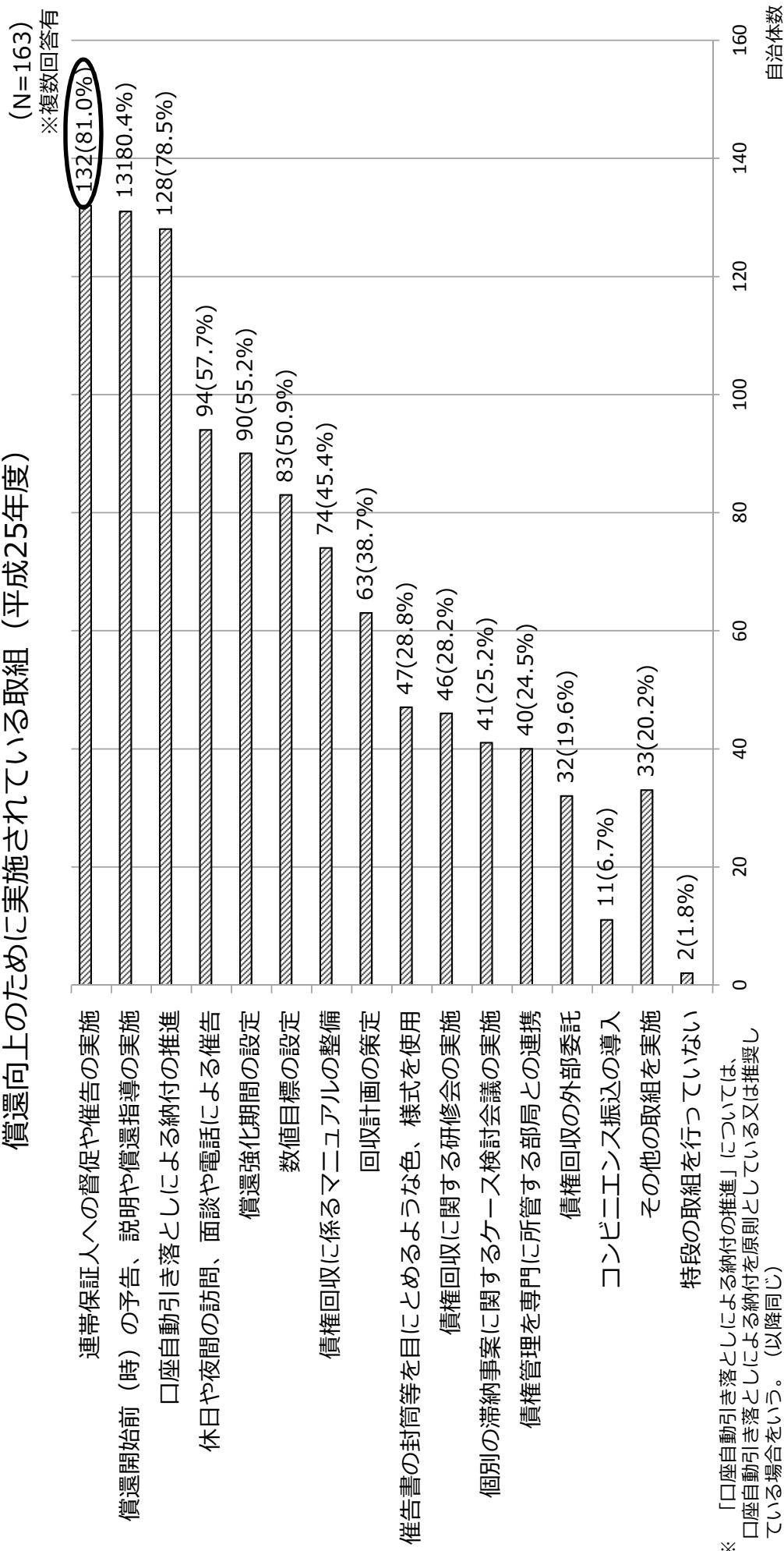
母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況（※）について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

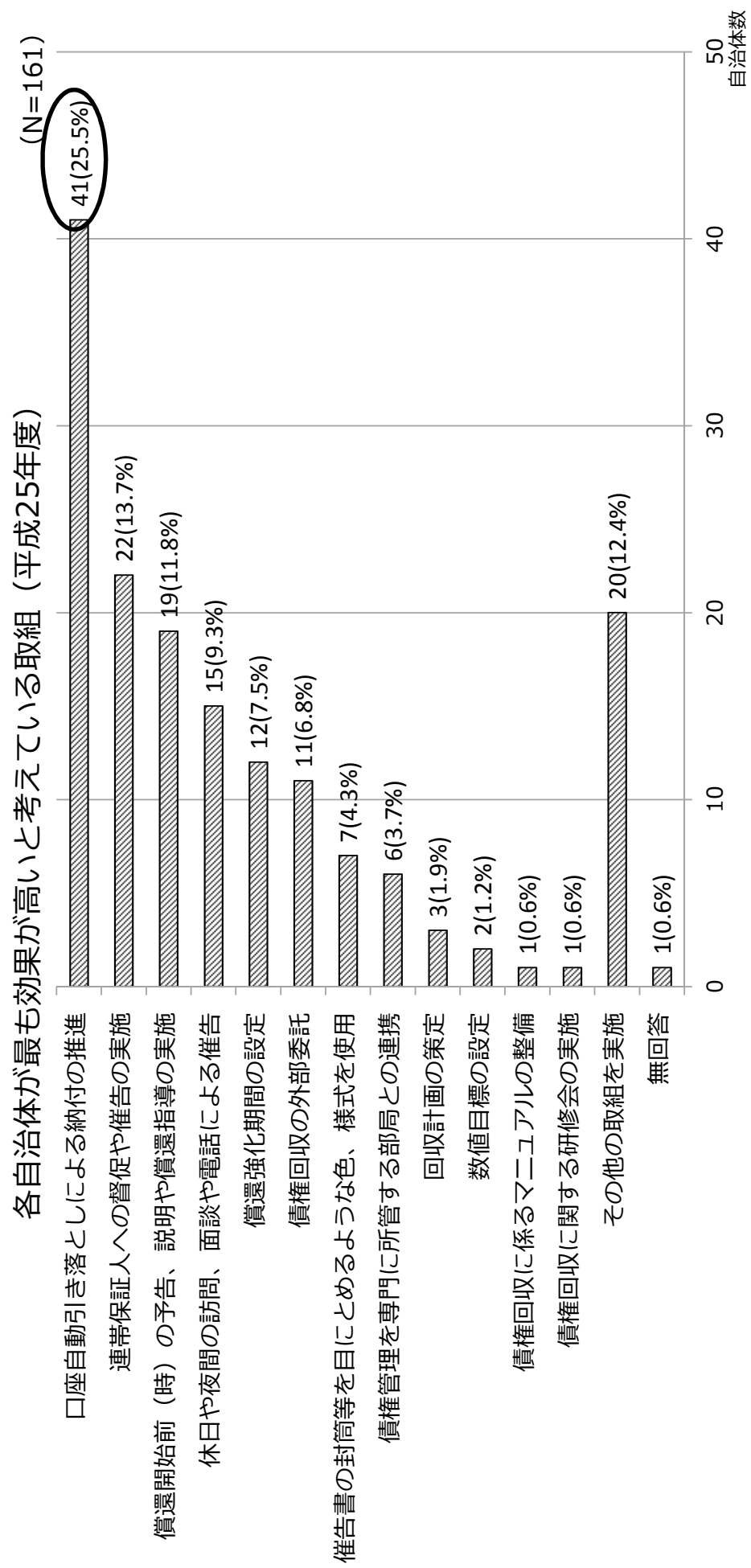
（※）母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体（合計163団体）を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

- **償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催促の実施」(132自治体、81.0%)**、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施(131自治体、80.4%)」、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。

償還向上のために実施されている取組 (平成25年度)



- 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」(41自治体、25.5%)が最も多く、次いで、「連帯保証人への督促や催告の実施」(22自治体、13.7%)、「その他の償還率を向上させるための取組」(20自治体、12.4%)**となっている。

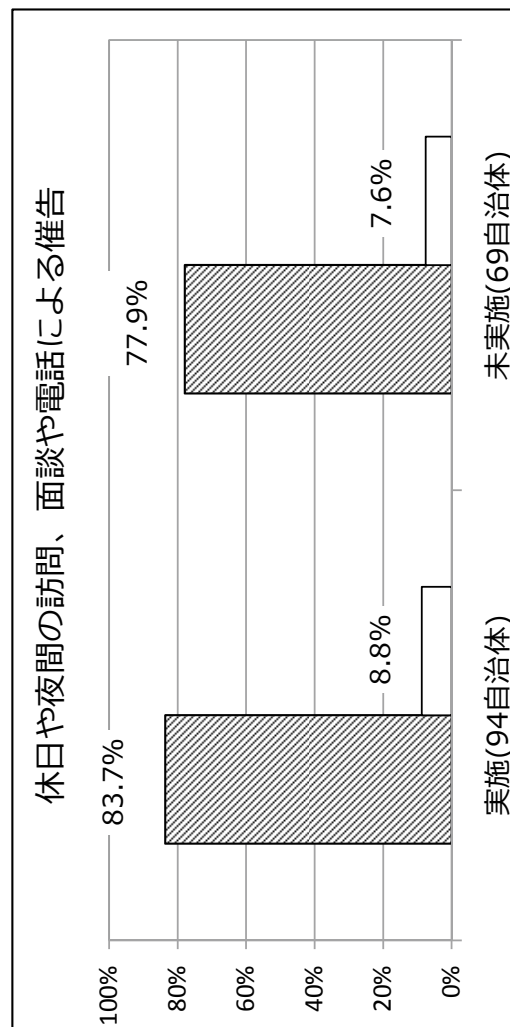
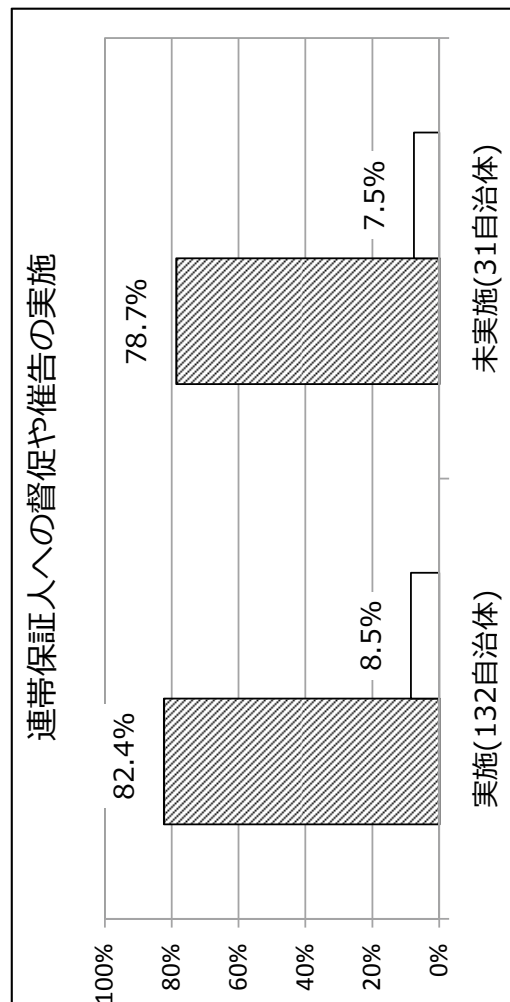
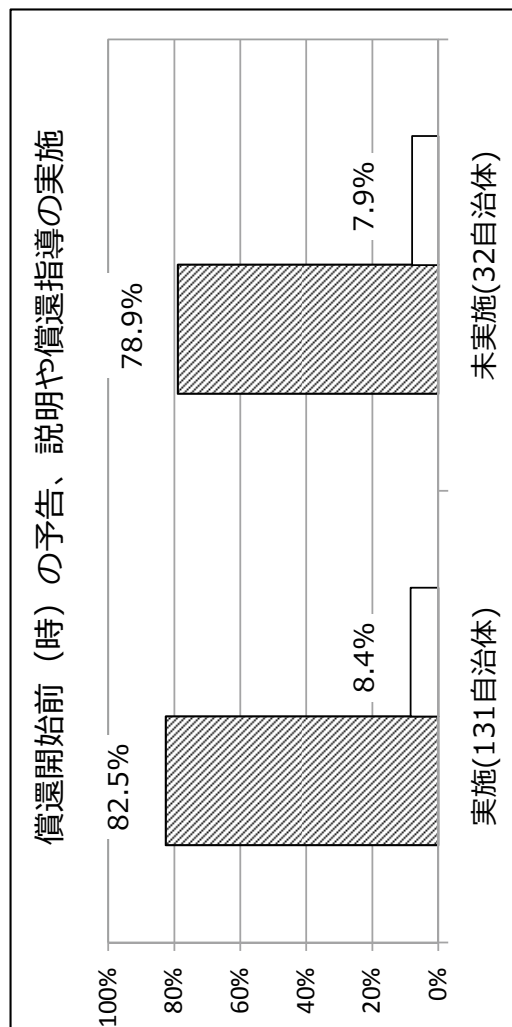
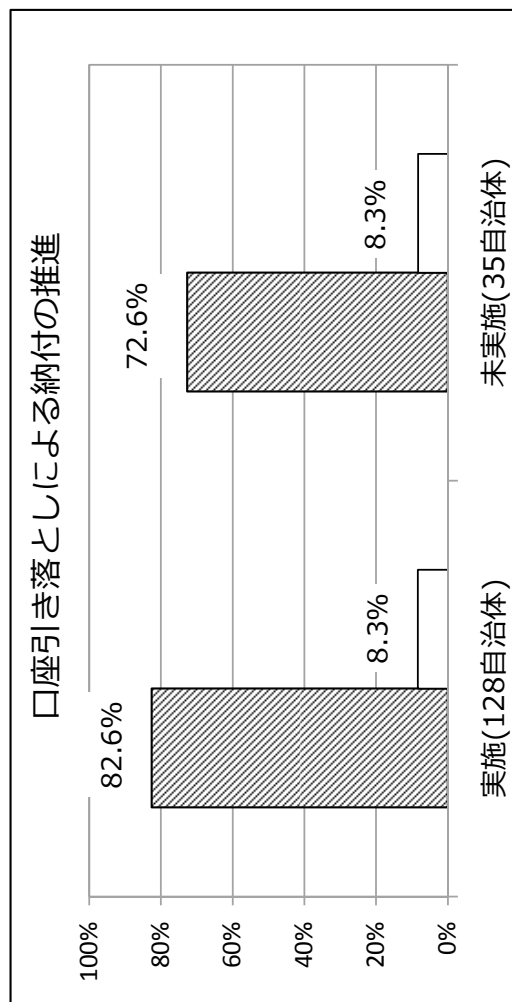


- 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみ対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ＡＴＭによる現金払い込みを平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、支払い督促の実施。
- 償還協力員等の嘱託職員による訪問集金を行っている。
- 民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

- 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

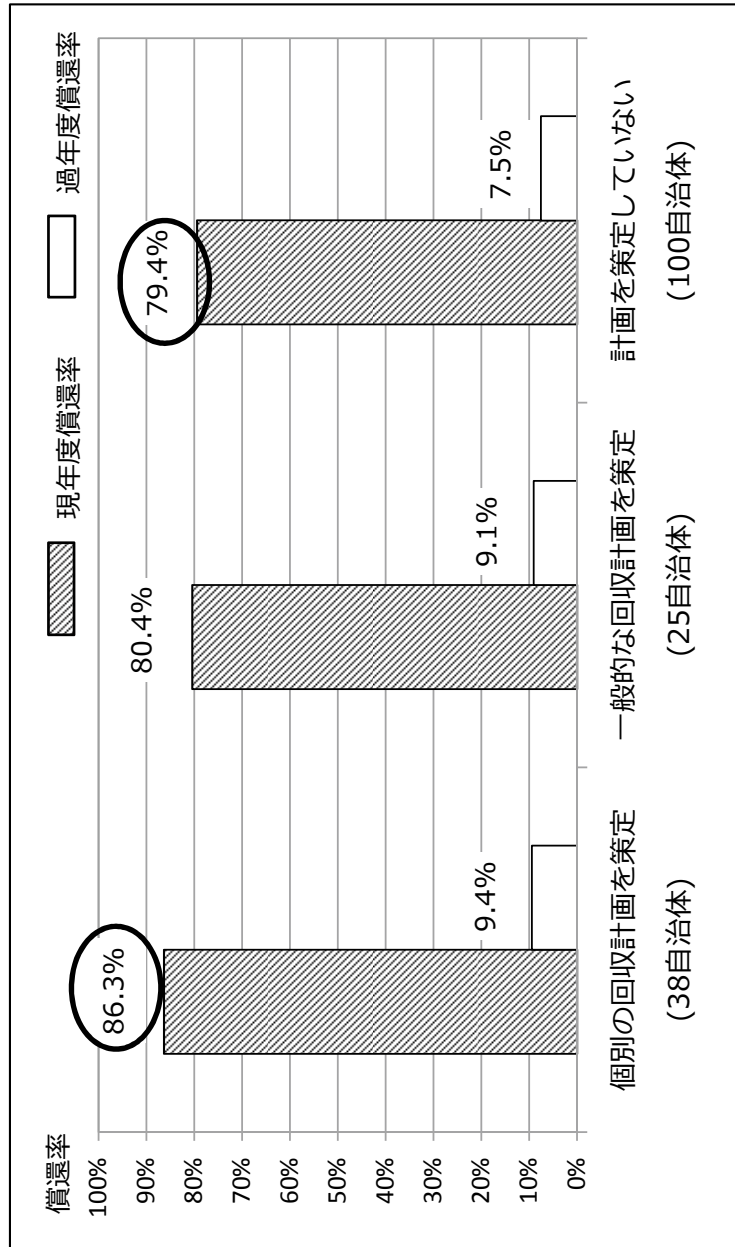
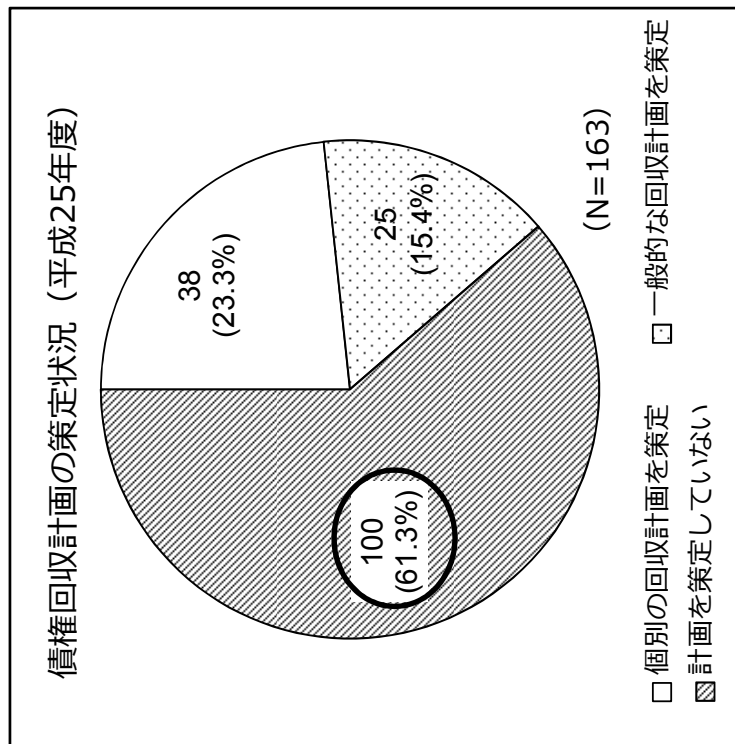
■ 現年度償還率 □ 過年度償還率



(出典) 家庭福祉課調べ

○ 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体（23.3%）、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体（15.4%）、「**計画を策定していない**」自治体が**100自治体(61.3%)**となっている。

○ 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」自治体の平成25年度現年度償還率には、6.9%の差がある。



○裁判所への法的措置（例：民事訴訟や支払督促）について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%) となっている。

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成28年度末現在)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	69	83	35	34	97%
青森県	6	6	12	10	4	40%
岩手県	25	5	30	14	3	21%
宮城県	14	24	38	14	3	21%
秋田県	4	17	21	13	13	100%
山形県	8	13	21	13	13	100%
福島県	17	5	22	13	3	23%
茨城県	11	14	25	32	13	41%
栃木県	5	28	33	14	14	100%
群馬県	10	15	25	12	11	92%
埼玉県	21	34	55	40	19	48%
千葉県	21	80	101	37	37	100%
東京都	0	186	186	49	49	100%
神奈川県	6	64	70	19	19	100%
新潟県	9	14	23	20	4	20%
富山県	2	10	12	10	10	100%
石川県	4	14	18	11	11	100%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	9	15	24	13	12	92%
長野県	10	23	33	19	19	100%
岐阜県	9	29	38	21	21	100%
静岡県	8	16	24	23	8	35%
愛知県	8	64	72	38	38	100%
三重県	5	16	21	15	14	93%
滋賀県	3	16	19	13	12	92%
京都府	12	72	84	15	15	100%
大阪府	4	75	79	34	33	97%
兵庫県	7	62	69	29	29	100%
奈良県	5	15	20	13	13	100%
和歌山県	8	7	15	9	7	78%
鳥取県	2	17	19	17	17	100%
島根県	0	26	26	19	18	95%
岡山県	3	28	31	18	16	89%
広島県	0	41	41	23	21	91%
山口県	8	16	24	14	14	100%
徳島県	9	11	20	8	8	100%
香川県	4	10	14	8	8	100%
愛媛県	3	12	15	11	11	100%
高知県	2	5	7	11	3	27%
福岡県	31	56	87	28	15	54%
佐賀県	6	12	18	10	10	100%
長崎県	3	13	16	14	13	93%
熊本県	9	17	26	14	14	100%
大分県	0	21	21	14	13	93%
宮崎県	5	12	17	9	9	100%
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%
沖縄県	14	7	21	11	3	27%
合 計	382	1,330	1,712	857	686	80%

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	13
新潟市	11
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	54
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	8
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
八戸市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	2
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
越谷市	4
船橋市	8
柏市	3
八王子市	4
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	1
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	8
豊中市	1
枚方市	2
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
呉市	3
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	1
佐世保市	2
大分市	5
宮崎市	3
鹿児島市	6
那覇市	5

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

ひとり親家庭に対する養育費相談等の実施について

ひとり親家庭の養育費確保等の支援につきましては、昨年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施（母子家庭等就業・自立支援事業）

等に取り組むこととしております。

これらの事業の実施に当たっては、事業実施主体となる自治体と地域の弁護士会との連携が必要となることから、厚生労働省においては、別添のとおり、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しております。

このことについては、平成 28 年 2 月 23 日に開催された全国児童福祉主管課長会議で周知したところですが、改めて周知いたします。

各自治体におかれましては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いいたします。

【別添】

雇児福発 0122 第 1 号
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への
協力について（依頼）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添 1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5, 6)

別添 2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2, 4)

別添 3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1, 6~8)

別添 4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添 5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※容量の関係から、参考資料の添付は省略します。

ひとり親家庭への就業に向けた 自治体等の取組事例

ひとり親家庭の自立支援に関する自治体と民間団体の連携の取り組み

【ひとり親応援協定（横浜市）】

経緯

横浜市では、行政による支援の取組だけでなく、民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、よりひとり親家庭への支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支えていく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定（通称：ひとり親応援協定）」として創設しました。

その第一弾として、シングルマザーの自立を目指し、女性が子どもを育てながら働きやすい社会づくりを方針に掲げ、当事者目線で様々な支援を行っている一般社団法人日本シングルマザー支援協会と、「ひとり親コンシエルジュ」事業について連携協定を締結し、民間活用により、従来の行政による支援に加え、より幅広い層へ自立支援の取組を進めています。

連携事項

- 1 ひとり親家庭への自立支援に必要な情報の提供に関すること
- 2 ひとり親家庭からの相談に関すること
- 3 ひとり親家庭への就労支援に関すること
- 4 ひとり親家庭同士の交流の機会及び場の提供に関すること

主な取組

- 「ひとり親コンシエルジュ」の取組による、市内のシングルマザーの自立を推進
一般社団法人日本シングルマザー支援協会の「ひとり親コンシエルジュ」の取組について、市として、市内のひとり親の方々に取組の広報PRや相談における連携で協力をします。
- 当事者同士の情報提供や交流の機会の充実による、悩みや孤立感の解消
同じ境遇のひとり親同士の支えあいとなる各種交流会やメルマガの発信など、当事者目線を生かした様々な活動について、広報PRで協力します。
また、協会の発行するメルマガへ、市が実施しているひとり親支援に関する各種制度やお知らせを提供し、当事者の方々に届く情報提供に取り組みます。
これにより、シングルマザーならではの悩みの解消や、孤立することなくいきいきと暮らしやすい環境づくりを進めています。

<参考>ひとり親コンシエルジュ制度（一般社団法人日本シングルマザー支援協会）

「少し元気なシングルマザーが、まだ元気になりきれしていないシングルマザーの手を引こう！」をコンセプトに、先輩シングルマザーが「ひとり親コンシエルジュ」として、同じひとり親同士、相談者の気持ちに寄り添い、ステップを踏んで支援を実施。

手当がなくなると同時に様々な行政の支援がなくなることへの不安が大きいシングルマザーが多い中、子どもが18歳を迎えて児童扶養手当の対象外となる前に、精神的・経済的自立を図ることを目的に、自立を支援。

● 独自の支援プログラム ●



ひとり親世帯への就労支援の取り組み

【一般財団法人りそな未来財団と東京都ひとり親家庭福祉協議会との協働】

経緯

厳しい経済状況の中、多くのひとり親家庭では不安定な就労形態や経済的な課題を抱えています。このような現状を踏まえ、2017年10月から一般財団法人りそな未来財団は東京都ひとり親家庭福祉協議会と協働し、ひとり親世帯へのキャリア支援の事業を行っています。経験豊富な就労アドバイザーが一ひとりの強みや希望、状況に応じた就労相談を継続的に実施し、キャリアアップを図る支援を行います。

(※この取り組みは2011年から東京ボランティア・市民活動センターとゴールドマン・サックスが協働実施し、2014年からは東京都ひとり親家庭福祉協議会も参画したプロジェクトでの経験を活かしたものを、りそなグループが取組む社会貢献活動の実施団体「りそな未来財団」と東京都ひとり親家庭福祉協議会が独自に行うものです。)

対象

以下①～④全てに該当する方

- ① 中学2年生以下（応募時点）の子を扶養するひとり親世帯
- ② 現在働いている、または1年以内に働いた経験あり
- ③ 世帯年間総収入が300万円以下
- ④ 東京都・埼玉県内在住

支援内容

① 就労アドバイザーによる継続的な個別相談

- ・就労アドバイザーとの面談を行い、具体的なキャリアアッププランを策定
- ・フォローアップ面談を行い、キャリアアッププランの進捗確認とサポートを実施

② 資格取得等のための費用支援

<支援の例>

- ・キャリアアッププランに基づく資格取得等の費用
- ・本プログラム参加に際して託児サービスが必要になった場合の利用費用
- ・就労アドバイザーが必要と認めた、子どもの学習支援にかかる費用（塾関連費用等）

母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

東京都ひとり親家庭支援センター(はあと)を通じて、ひとり親家庭の親に広く募集を行う等連携を行っています。

受講実績

12人（2017年実績）

ひとり親世帯のキャリア支援プログラムの概要

■ 応募から合否決定まで

応募書類送付

応募書類を提出

1次審査（書類選考）

選考委員会による書類審査

2次審査（面接）

選考委員会による面接審査（個別面談）

合否決定

■ キャリア支援プログラム

STEP I 支援内容決定まで

説明会

支援内容の詳細説明会

面談

月1回程度、就労アドバイザーとの面談を実施し、個別にキャリアアッププラン策定

支援内容決定

STEP II キャリアアップ計画の実施

フォローアップ

定期的な就労アドバイザーとの面談により、進捗確認とより効果的な実践を支援

終了式

1年間の成果を振り返るとともに、参加者同士、また就労アドバイザーとの交流を図る

ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の設置 【江戸川区】（民間委託方式により実施）

背景・目的

「子どもの成長支援」を強化する『取り組み』の中でひとり親家庭総合相談事業を位置づけた。また、区が実施したシングルマザーの生活応援講座で、生活や仕事・子育てなど複合的に悩みを抱える人が多いことが判明した。ひとり親を対象に、生活や子育ての相談から仕事探しまで、1か所で相談できる窓口が求められていた。

取 組

- 区の子ども家庭支援センターでは、従来より母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭支援を行ってきた。さらに、民間の専門性を活用して、就業に関する相談等を実施する「ひとり親相談室すずらん」を、平成28年6月に開設した。
- 子ども家庭支援センターは、土曜日も開所しており、委託事業も同様に月～土の開設。平日は、本庁にも出張窓口を置いた。
- 子どもの学習支援と連携した生活相談支援事業を実施。

ひとり親家庭総合相談事業（委託事業）の概要

目 的	ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応するため、子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の支援ができる体制を整備する。
実施場所	子ども家庭支援センター内(月曜～土曜日9～17時) 江戸川区役所本庁舎児童女性課内(出張相談 月曜～金曜日9～17時)
事業内容	就業支援事業：就業相談、就業情報の提供、自立支援プログラムの策定 就業支援講習会：パソコン講習会、就職支援セミナー等 生活相談支援事業：育児や家事、その他生活一般に関わる相談への助言（派遣型学習支援への同行） 生活支援講習会：家計改善セミナー、教育資金準備セミナー等 情報提供等：各種支援策や就業情報の提供（メールマガジンの配信等） ひとり親家庭情報交換事業：ひとり親家庭同士の交流会
事業委託先	株式会社エイジェック

事業実績《平成28年度》

ひとり親相談室 すずらんの相談等の実績（平成28年6月から平成29年3月末まで）

相談者実数	相談延べ件数	自立支援プログラム		就職者数
		申し込み数	策定者数	
367人	515件	222人	89人 (うち補助金対象数 58人)	38人

ひとり親世帯への就労支援の取り組み

シングルマザー応援フェスタ

【世田谷区立 男女共同参画センターらぶらすと
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの共催】
(厚生労働省ひとり親家庭等自立促進基盤事業を活用)

経緯

2013年度世田谷区立男女共同参画センターの区民企画協働事業としてしんぐるまざあず・ふぉーらむ世田谷がシングルマザーフェスタを初めて開催、その後毎年共催等で開催。同種のフェスタを各地で開催している。

主催団体間の連携等内容

男女共同参画センターらぶらすが会場・託児を担当、企画を協働で行っている。
イベントの開催にあたっては、世田谷区のメルマガ、区内施設へチラシを配布するなど、広く周知を行っている。

内容

【シングルマザーのためのセミナー】

- 生活セミナー
- 「ライフプランと教育費ブチセミナー」
- 就労支援セミナー
- 「シングルマザーの仕事応援セミナー」

【個別相談】

- 法律相談
- マネー＆ライフ相談
- 子どもの発達相談

【その他】

- ビューティーコーナー
- ママカフェ＆子どもスペース
- 就活スーツ・小物プレゼントあり。
- 保育あり（5ヵ月～就学前まで）



参加実績

78組 150人（2018年3月）

シングルマザーキャリア支援プログラム「未来への扉」

【日本ロレアル株式会社とNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの連携、協力：アデコ株式会社、株式会社iDA】

経緯

平成28年10月にシングルマザーキャリア支援プログラム「未来への扉」第1期を開講（2017年2月まで）。受講生は約30人。続いて2期（平成29年4月～8月）、3期（平成29年10月～平成30年2月）4期開講予定。

主催団体間の連携等内容

日本ロレアル株式会社とNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが連携・共同運営。後者が事務局、キャリアカウンセリングを提供。協力会社がビジネス研修、美容部員研修を担当。連携会社の採用面接のチャンスがある。

内容

共通講座を受講後、キャリアカウンセリングを経てオフィスワークコースと美容部員コースに分かれる。

【共通講座】

- コミュニケーション講座
- 身だしなみ講座（スキンケア/メイクアップ）
- ビジネスマナー、ビジネス文書作成
- 面接練習・職場見学

【美容部員コース】

【オフィスワークコース】

- チームで仕事をすることのほか。

【無料託児付き】 【隔週日曜日午前午後】

【講座終了後日本ロレアルの採用面接、アデコ株式会社のプロジェクトリダーまたはスタッフの面接のチャンスがある】



参加実績

約30人（1期あたり）

平成29年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18(2006)年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し(平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象)、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成29(2017)年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【平成29年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ富山(富山県高岡市)

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741.html>

平成29年度 はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰 受賞企業等の紹介

株式会社ヨシケイ富山(富山県高岡市)

企業等の概要

ヨシケイでは、「つくる人から笑顔に。」を合言葉に、食卓が笑顔であふれるような、明るく幸せな家庭像を守りたいと考えています。「楽しい食卓・明るい家庭」を一軒でも多くのご家庭に実感して頂くことを目指して、日々活動しています。

- ＊全従業員に占めるひとり親の割合18.2%
 - ＊全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 18.2%
 - ＊ひとり親家庭の親の平均勤続年数 7年7ヶ月
- ### 具体的な取り組み

- 多くの女性が活躍しており、母子家庭の社員が多数就労しています。
- ひとり親家庭の方も、ワークライフバランスのとれた働き方ができるよう、家庭(子育て)と仕事を両立させ、安心して働ける職場づくりを大切にしています。
 - ① 定時退社の推奨し、ひとり親家庭の社員も安心して働ける環境づくり
 - ② 家庭の都合による急な休みでもバックアップできる体制の充実
 - ③ 家事や育児など家庭の不安や問題にも相談に応じることのできる職場づくり
 - ④ 有給休暇を取得しやすい環境づくりによる、仕事とプライベートの充実
 - ⑤ キャリアアップに向けた支援制度の充実

企業からのメッセージ

笑顔で商品の受け渡し。毎日の配達を楽しみに待っているお客様も多く、お客様との会話で学ぶことが沢山あります。人の温かさや優しさを感じることができ、働く母子家庭のみなさんを応援しています。



ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,688人 (常勤473人 非常勤1,215人) (相談件数) 746,253件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	(相談延件数) 24,746件
	家計管理・生活支援講習会等事業	(受講延件数) 11,956件
	学習支援事業	(利用延件数) 11,963件
	情報交換事業	(開催回数) 396回
	子どもの生活・学習支援事業	(利用延人数) 69,753人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 232か所 定員: 4,779世帯 現員: 3,330世帯 (児童 5,479人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 764箇所 トワイライトステイ実施 : 386箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成28年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、子育て短期支援事業:平成28年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成28年度実績

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

ひとり親家庭に対する養育費相談等の実施について

ひとり親家庭の養育費確保等の支援につきましては、昨年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施（母子家庭等就業・自立支援事業）

等に取り組むこととしております。

これらの事業の実施に当たっては、事業実施主体となる自治体と地域の弁護士会との連携が必要となることから、厚生労働省においては、別添のとおり、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しております。

このことについては、平成 28 年 2 月 23 日に開催された全国児童福祉主管課長会議で周知したところですが、改めて周知いたします。

各自治体におかれましては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いいたします。

【別添】

雇児福発 0122 第 1 号
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への
協力について（依頼）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5, 6)

別添2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2, 4)

別添3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1, 6~8)

別添4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※容量の関係から、参考資料の添付は省略します。

未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

概 要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

1. 子ども関係

事業等名	適用内容
子どものための教育・保育給付費負担金（※1）	利用負担額の決定
高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定
児童入所施設措置費等	徴収額の決定
未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定
結核児童療育給付事業	徴収額の決定
児童扶養手当（※2）	手当の支給を制限する場合の所得額の計算方法

（※1）内閣府予算に計上

（※2）養育者及び扶養義務者

2. 障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

3. 健康関係

事業等名	適用内容
難病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定
肝炎治療特別促進事業	自己負担額の決定
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	自己負担額の決定
感染症医療費負担金	自己負担額の決定
結核医療費負担金	自己負担額の決定
訪問介護利用被爆者助成事業	適用対象者の決定
ハンセン病療養所退所者給与金	給与金月額額の決定
ハンセン病療養所非入所者給与金	給与金月額額の決定
特定配偶者等支援金（ハンセン）	支援金月額額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施。
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）。

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成28年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県															市 等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
				母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							自立支援教育訓練給付金事業	一般市等就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
1	北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

北海道・東北ブロック

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

市 等											
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画
		就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業								
4	宮城県										
5	秋田県										
6	山形県										
7	福島県										

北海道・東北ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
都道府県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業						自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業							自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）

市 等												
	都道府県											
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業			
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業								
			</									

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

市 等													
	都道府県												
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				
14 関東ブロック	神奈川県					横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市(町村在住者は県の事業対象に含め実施)(29/33)	(0/19)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市(町村在住者は県の事業対象に含め実施)(29/33)	(0/19)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市(町村在住者は県の事業対象に含め実施)(29/33)	(0/19)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
15 中部ブロック	新潟県					新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	(0/19)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	(0/19)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	(0/19)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、柏崎市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
16 富山県	富山県					富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
						富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）												
都道府県 市 等												
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業	自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業			
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
17	石川県		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	福井県		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	山梨県		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	長野県		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）													
都道府県													
	市 等												
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	自立支援教育訓練給付金事業		高等職業訓練促進給付金等事業						
23	愛知県	◎	◎	◎	◎		名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市（38/38）	名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手市、美浜町（30/54）	名古屋、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手市、美浜町（30/54）	名古屋、豊橋市、西尾市、瀬戸市、半田市、安城市、蒲郡市、犬山市、高浜市、長久手市（10/54）	名古屋市、一宮市（2/38）	名古屋、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、安城市、高浜市、長久手市（10/38）	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)												
	都道府県											
	市 等											
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業
滋賀県	25	◎	◎	◎	◎		◎	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等日常生活支援事業
								京都市、京丹後市(2/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、向日市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、向日市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、南丹市(6/26)	ひとり親家庭等生活上事業
		◎	◎	◎	◎		◎	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
京都府	26	◎	◎	◎	◎		◎	京都市(1/1)	京都市(1/1)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、向日市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、南丹市(6/15)	ひとり親家庭等生活上事業
								大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
		◎	◎	◎	◎		◎	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
大阪府	27	◎	◎	◎	◎		○	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
								大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
		◎	◎	◎	◎		○	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、栗南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	ひとり親家庭等生活上事業
近畿ブロック												

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

[illegible]

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)																							
都道府県																							
市 等																							
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援職業訓練促進給付金事業	就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業										自立支援職業訓練促進給付金事業	自立支援給付金事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業
31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎																
33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）																
市 等																
	都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援職業訓練促進給付金事業	
				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業											
34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県													市 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)																						
市 等																						
	都道府県																					
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子・父子・自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子・自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子・自立支援センター事業																	
41	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	佐賀県	佐賀市	唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市
42	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）

市 等																		
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業															
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成28年度実績）

市 等

都道府県

	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							自立支援教育訓練給付金事業	一般市等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業						高等職業訓練促進給付金事業
都道府県合計	◎	47	47	47	42	25	30	9	33	平成28年度実施状況										
	○	0	0	0	0	0	3	0	7	246／857	65／68	25／789	805／857	820／857	537／857	916／1,741	852／1,741	21／857	171／857	
		0	0	0	5	22	14	38	7	28.7%	95.6%	3.2%	93.9%	95.7%	62.7%	52.6%	48.9%	2.5%	20.0%	

※◎…継続して実施、○…平成29年度以降に実施予定、空欄…未実施

＜都道府県を含む実施状況＞

平成28年度実施状況										
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育高等職業訓練促進給付金等事業						
293／904 32.4%	112／115 97.4%	25／789 3.2%	852／904 94.2%	867／904 95.9%	579／904 64.0%	941／1,788 52.6%	882／1,788 49.3%	30／904 3.3%	204／904 22.6%	

平成30年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成29年度予算額

→

平成30年度予算案

177億円の内数

182億円の内数

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

17百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置にかかる加算の創設【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大3名まで配置可能→最大5名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について月額最大191,800円(現行149,300円)に婦人相談員手当を引き上げる。【拡充】

4 DV対策等の機能強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

5 若年被害女性等支援モデル事業の創設 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を新たに実施する。

6 DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 159億円の内数

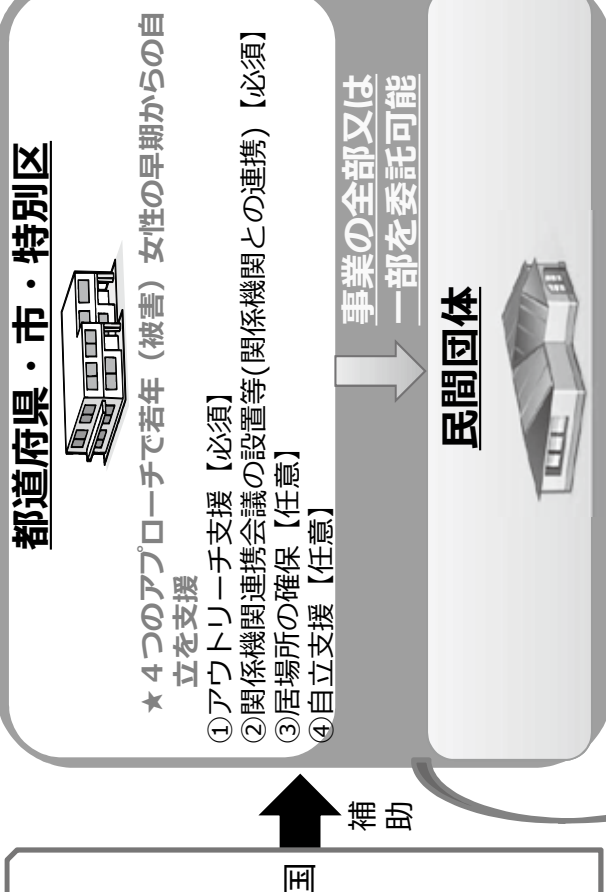
婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

若年被害女性等支援モデル事業の創設

児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。＜実施主体＞都道府県・市・特別区 ＜補助率＞国10/10 ＜1か所当たりの補助単価（案）＞10,554千円（①～④全て実施）

＜モデル事業イメージ＞



①アウトリーチ支援

＜未然防止＞

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

若年被害女性等

（JKビジネス被害者等
（家出少女・AV出演強要））



②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



雇児発0330第9号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を以下のとおり定めたので通知する。

なお、本通知により「婦人保護長期収容施設の運営について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称 かいた婦人の村

所在地

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

- （1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- （2）身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にする。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支 援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

別 紙

委 託 契 約 書 (例)

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家（以下「乙」という。）とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村（XXXXXXXXXX）」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1) 生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。

(2) 入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

（経 費）

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（報 告）

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

（調 査）

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

（精 算）

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

（契約違反）

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（契約の期間）

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印

平成29年度DV防止等関連事業 都道府県別実施状況

(平成29年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策機能強化事業							婦人相談所・婦人相談所一時保護所					婦人保護施設						
	婦人保護啓発活動事業	退所者自立生活援助事業	休日夜間電話相談	DV被害女性保護支援ネットワーク	職員専門研修	外国人専門通訳者養成研修	法的対応機能強化事業	夜間警備体制強化加算	心理療法担当職員層上置加算	同居児童虐待指達員層上置加算	外国人母子緊急一時保護経費	広域措置費	夜間警備体制強化加算	精神科医層上置加算	心理療法担当職員層上置加算	同居児童虐待指達員層上置加算	地域生活移行支援(ステップハウス)	うち賃借費加算	就職活動支援費
1 北海道				○	○		○	○	○	○									
2 青森県	○		○	○	○				○										
3 岩手県	○		○	○	○		○			○									○
4 宮城県	○			○	○		○	○	○		○	○							○
5 秋田県	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○						
6 山形県	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○						○
7 福島県			○	○	○		○	○			○	○							
8 茨城県	○		○	○	○			○	○		○				○	○			○
9 栃木県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○
10 群馬県	○		○	○	○		○	○	○		○	○							
11 埼玉県	○		○	○	○		○	○	○	○(2)	○	○					○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○		○	○	○	○(2)	○								
13 東京都	○	○	○	○	○		○	○	○	○(2)	○	○							○
14 神奈川県		○		○	○			○	○		○	○					○		○
15 新潟県	○		○	○	○		○	○			○					○(3)			○
16 富山県	○		○	○	○		○	○	○						○	○	○		○
17 石川県	○		○	○	○		○	○								○			○
18 福井県	○		○												○				
19 山梨県	○		○		○						○								
20 長野県			○		○		○	○			○	○							
21 岐阜県	○		○	○	○		○		○	○	○	○							
22 静岡県			○	○	○		○	○	○	○									
23 愛知県	○		○	○	○		○	○	○		○	○							
24 三重県	○			○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	
25 滋賀県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○							
26 京都府	○		○	○	○		○				○	○							○
27 大阪府	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○							○
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(2)	○								
29 奈良県	○		○	○	○			○	○	○	○								
30 和歌山県	○		○	○	○		○	○							○				
31 鳥取県	○			○	○	○	○		○	○	○	○			○	○(2)			○
32 島根県	○			○	○	○	○	○	○		○	○			○				
33 岡山県	○			○	○	○					○	○							○
34 広島県	○		○	○	○						○	○							○
35 山口県	○	○	○	○	○		○	○			○	○							
36 徳島県	○	○	○	○	○		○		○		○	○							○
37 香川県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○							○
38 愛媛県			○	○	○		○	○			○	○							
39 高知県	○		○	○	○		○	○	○		○	○			○	○			
40 福岡県	○		○	○	○		○	○			○	○							○
41 佐賀県	○																		
42 長崎県	○	○		○	○		○	○	○		○	○							
43 熊本県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○					○		
44 大分県	○		○	○			○	○	○	○		○							
45 宮崎県	○		○	○	○		○				○	○			○	○			
46 鹿児島県	○				○			○	○			○							
47 沖縄県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○							
合 計	41	8	37	42	44	4	35	35	32(32名)	20(24名)	36	35	24	10	10(10名)	9(13名)	5	2	18

(注) 下線部該当事業について、() の無いものは職員数1名を表す。